

都道府県名	都市名	市区町村番号
○	○	○

# 商業調査票甲

(指定統計 第23号)

調査区番号	本審査用	1	2	一連番号
○	○			○

この調査票は、商業統計表および商店名簿を作成するため使用されます。したがつて、個々の調査票は、該店の他商号者に利害關係を生ずるような目的で使用されません。

通商産業省保存用

1 商店名	(電話番)									
2 商店所在地	都道府県 市 区 郡 町 村 番地									
3 商店の本支店別	該当のものに○印をつけて下さい。ただし、本社、本部等は本店とし、支社、支店等は支店または出張所として、支店または出張所等のない商店は本店として下さい。									
4 商店の開設年	現在の場所で、現在の業名(業名分類表参照)の事業を始めた年を記入して下さい。									
5 経営組織	該当のものに○印をつけて下さい。 1 株式会社 2 合名会社 3 合資会社 4 有限会社 5 組合 6 個人 7 その他									
6 業態	主とするものに○印、従とするものに○印をつけて下さい。 卸売業 1 各種商品卸売業 2 専門品卸売業 3 代理商および仲立業 小売業 4 各種商品小売業 5 専門品小売業 6 製造小売業 7 飲食店									
7 業名	業名分類番号 業名 年間販売額に対する割合 ※D 該当する業名が二つ以上あるときは、30年7月1日から31年6月30日までの1カ年間に販売額の多い順に記入して下さい。 なお、卸売業の場合だけ、業名前に記載された年間の販売額の総販売額に対する割合を記入して下さい。 × × × × × × × × × × 計 10.0 割 真									
8 売場面積	坪 9 商品保管施設の面積 坪 10									
10 従業者数	区分 1 個人事業主 2 家族從業者 3 会社および個人の有給労働者 4 常用労働者 5 イ、ロ、ハおよび6 シの合計 6 臨時および日雇の労働者 男 人 人 人 人 人 人 女 人 人 人 人 人 人 計 人 人 人 人 人 人									
11 資金借入先	主とするものに○印、従とするものに○印をつけて下さい。 1 都市銀行 2 地方銀行 3 相互銀行 4 信用金庫 5 情用協同組合 6 商工組合中央金庫 7 国民金融公庫 8 中小企業金融公庫 9 その他の金融業者 10 卸売業者 11 その他									
※符号	郡市区 3 5 6 7 10 14 票番 8 9 4 11 12 13 19 合計 台 台 台 台 台 台 台									

(1) 以下の調査は、統計報告法第4条第1項に基き、行政管理庁長官の承認を得たもので、指定統計ではありません。  
(2) 個々の調査票の内容は一切外部には発表しないことになっています。

1 自動車保有台数の調査			この商店または商店代人の名前で登録してある自動車(この商店の扱う企業または企業代人の名前で登録してあつて主としてこの商店で保有使用しているものを含む)の台数を下記の種類別に区分して記入して下さい。										
行政管理庁承認 No. 1365 1366	承認期限 昭和31年7月31日	昭和31年度商業統計調査附表調査	種類	1 普通型トラック	2 小型四輪トラック	3 三輪トラック	4 乗用車	二輪自動車	5 オートバイ	6 モーター	7 スクーター	8 いわゆるオートバイ(側車付オートバイを含む、原動機付自転車を除く。)	9 いわゆるスクーター(原付の座席2枚以下のみ)
			例 1-5068 または 1 台	登録番号の番号の頭に1の数字の附してあるもの 例 4-1274 または 4 台	登録番号の番号の頭に6の数字の附してあるもの 例 6-903 または 6 台	登録番号の番号の頭に3または5の数字の附してあるもの 例 3-1086 または 3 台	登録番号の番号の頭に1700 または 1700 台	5 オートバイ 例 1411 または 1411 台	モーター 例 3-1700 または 3-1700 台	スクーター 例 3-1700 または 3-1700 台	いわゆるオートバイ(側車付オートバイを含む、原動機付自転車を除く。) 例 1411 または 1411 台	いわゆるスクーター(原付の座席2枚以下のみ) 例 1411 または 1411 台	
			台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	

2 製造問屋の調査		あなたのお店は製造問屋の仕事を行っていますか。 該当のものに○印をつけて下さい。 イ 主としてやつている。 ロ 一部やつている。 ハ 全然やつていない。										
※符号	規格	店名	販賣用									
		商店名										
		商店所在地										

記入にあたっては、本面の記入用紙を必ず参照して下さい。  
欄は、都道府県で記入して下さい。

通商産業省

# 記 入 注 意

## I 一 般 項

- (1) 調査の際に休業中のものでも、この調査票を提出して下さい。  
休業の場合は、商店名、商店所在地、休業したときの経営組織、もし可能であれば業者名及び従業者数を記入するほか、他の欄は空欄として候者欄に体操をはじめた時間と記入して下さい。
- (2) 調査票は、青インクまたは黒インクを用いて、明りように記入して下さい。該当欄に〇印をつける方法としては、該当事項が文字だけの場合は、文字〇でかくみ、文字に番号が冠してある場合は、その番号〇でかくみで下さい。
- 先頭部および商品保管施設の面積は坪単位とし、金額は円単位とし、半位以下は切り捨てて下さい。
- (3) 「7業名」の「業名別年間総販売額に対する割合」および「14商品販売額の販売先別割合」の記入にあたっては、各欄の合計が1割になるように、かつ、できれば、小数点以下1位まで（5.6割のこと）記入して下さい。

## II 調 査 事 項

### 1. 商 品 名

この店の商号、屋号または通称を記入し、定めた名称がない場合は、業者主の氏名を記入して下さい。

### 2. 商 店 の 開 設 年

(1) この店が現在の業名（「7業名」欄に記入するもの）の事業を現在の場所で始めた年を記入して下さい。したがつて、業名の種類が変更があった場合には前の種類から現在の種類に變った時を開設とし、また、商店の移転があった場合には、現在の場所に移った時を開設としてその年の記入をして下さい。

(2) 経営組織の変更があつても、これについて考慮せず、最初の経営組織の年を記入して下さい。

たとえば、個人経営から法人経営に切り換えた場合でも個人経営のときの開設年を記入して下さい。

(3) 産業を譲り受けた現在の業者の事業を現在の場所で始めた場合には、その業者を譲り受けた時を開設とし、その年を記入して下さい。

(4) 交換、出張所等の場合は、本店、本社等の開設年ではなく、その支店、出張所等が開設された年を記入して下さい。

### 5. 経 営 繼 繙

(1) 支店、出張所等の場合は、本店、本社等の経営組織によつて下さい。

(2) ここにいう組合とは、法人格をもつている組合をいいます。

したがつて、企業組合で、経営の実態が全く個人経営と同じようなものであつても、これは法人格をもつてゐるのですから、組合として記入して下さい。

法人格をもつたない場合は、「個人」に入ります。

(3) 経営組織欄に「他」には、会社、組合（法人）、個人以外のもので、たとえば、販売法人または地方自治体の経営する商店等が入ります。

### 6. 異 常 業

商店の業種区分は、イ製菓業（1各種商品卸売業、2専門品卸売業、3代理業および仲立業）ロ小売業（1各種商品小売業、2専門品小売業、3製造小売業、4飲食店）であり、このうちこの店が、主とするものに〇印、従とするものに△印をつけて下さい。

たとえば、織物卸商が主として他の業者に販売をし、かたわら一部消費者にも販売している場合は、専門品卸売業に△印、専門品小売業に〇印をつけて下さい。

### 4. 卸 売 業

卸売業とは、普通のかたちは、仕入商品を主として小売業者または他の卸売業者に販売するものを指しますが、次に掲げるような業種で從事する業者に対し「業務用物販」を販売するものも卸売業です。

すなわち、(1)工芸業(2)運輸業(3)倉庫業(4)サービス業(病院、理髪店、学校、ホテル等)(5)宣広局(6)その他の産業用使用者(農、林、水産業等)については法人の事業所に限る。)に商品を販売するものは卸売業です。

されど、(1)事務用機械および設備品(2)産業用機械器具(3)レストラント、ホテル等の設備(4)駆除資材(5)自動車、その他品(6)ガソリンスタンドにおける石油類等を販売している業者は卸売業とします。

2.(1)「販賣の相手方が外団に所在する貿易業」(2)「自分で製造をしないで自分の所有に閉じる原材料を販売して製品を作らせ自分の名前で販売する製造問屋」等は卸売業です。

以上の卸売業はさきほどの業種によつて次のように区分されまます。

### 1. 各種卸品卸売業

各種卸品卸売業とは、同一の店で化粧品、自動車、織物、衣服、織物卸商、企画品、マグネット、食料品、金物、肥料等各種の商品を併せ販売していく、その性質上それが主なる販売商品であることを認めることが可能な卸売業をいいます。たとえば、各種の商品を併せ販売している大西洋、商事会社なども販賣業等がこれまであります。

### 2. 専門品卸業

専門品卸業とは、取扱う商品の性質、用途が原則として同

一かまたは類似しているものであつて、これらの商品を主として販売しているものをいいます。たとえば、薬品卸商、化粧品卸商、織物卸商、酒類卸商、乾物問屋、家具卸商、自転車卸、靴材問屋、石炭卸、金物問屋、紙問屋、文具卸商、生糸問屋、肥料問屋等がこれにあたります。

### 3. 代理業および仲立業

(1) 代理業とは、一定の売手または買手のために商品販売の代理をするものであります。いいかえれば、売手または買手どちらかの立場に立つて、売手または、買手のため販売買の代理業務をするものであります。

(2) 仲立業とは、売手にも買手にもどちらにも従事しないで、第三者の立場で商品販賣の仲介をするものであります。

### 4. 小 売 業

小売業とは、一般消費者（家庭または個人消費者）に対して仕入商品（製造小売の場合は製品）を販売するものですが、これを更にその業種によって次の掲げるように区分します。

### 5. 各種品小売業

各種品小売業とは、同一の店で衣服および身廻品、家具および什器類、日用品雑貨、金物、食料品等衣、食、住に亘る各種の商品を小売していくその性質上何れか主たる販売商品であるをきめることでできない小売業をいいます。

なお、菓物卸業の小売業、洋品雜貨の小売業、小物業などは、それぞれ商品の性質、用途が大体類似したものでありますから、次の専門品小売業に入れて下さい。

### 6. 専門品小売業

専門品小売業とは、その取扱商品の性質、用途が原則として同一かまたは類似しているものであります。これらの商品を主として販賣している小売業をいいます。たとえば、洋服店、魚類店、果物屋、金物店、菓子店、酒屋、米穀屋、水屋、玩具店、書籍店、家具店、自転車屋、時計屋、錠前、洋品雜貨店等の専門店等がこれにあたります。

### 7. 製造小売業

製造小売業とは、その店が製造した商品をその場所で直接個々の一一般消費者に小売するものであります。たとえば、豆腐屋が豆腐を製造してその店で小売する場合がこれにあたります。莫屋、菓子屋、桶屋、プリキ屋、印版屋等にこの例が多く見られます。

### 8. 製造小売業

製造小売業とは、その店が製造した商品をその場所で直接個々の一一般消費者に小売するものであります。たとえば、豆腐屋が豆腐を製造してその店で小売する場合がこれにあたります。莫屋、菓子屋、桶屋、プリキ屋、印版屋等にこの例が多く見られます。

### 9. 業 名

(1) 業名は、別表の業名分類表によつて記入して下さい。

(2) 業名は、卸売部門および小売部門に分け、それぞれの専門別の区分に従つて記入して下さい。

ただし、売却業者が小売を兼ねている場合は、その小売については小売部門の業名によつて記入して下さい。また、小売業者が御殿を兼ねている場合は、その御殿については御殿専門の業名によつて記入して下さい。

(3) 卸売業者または小売業者が2つ以上の業名を兼ねている場合は過去1カ年間ににおける販売額の多い順にその業名を記入して下さい。

(4) 卸売業者の場合は年間販売額に対する割合を記入して戴きますが、業名に付す割合が1%に満たない場合は「その他」に一括して最後の欄に記入しても差支えありません。

### 10. 売 庫 面 積

(1) この店が商品を販売するために使用している売場の面積（床面積の延数）を記入して下さい。したがつて、この店または売場を他の人に貸借して経営している場合であつても、実際に使用している売場の面積を記入して下さい。また、逆に他人に貸貸してある売場はこれに含めないで下さい。

(2) 売場面積には御殿別、ショーウィンドウ、客の接洽場所等の床面積を含めて記入し、販売部等を離れて下さい。

(3) 製造小売業の場合は、商品を製造するための作業所の面積は、含めないで下さい。

### 11. 品 保 有 施 設 の 面 積

(1) この店の商品を保管している場所の面積（床面積の延数）を記入して下さい。なお、商品保管用の自家倉庫および置場の面積のはかに、販売用货架の面積または一部を貯蔵用货架として使用している場合にはその面積をも含めて記入して下さい。

(2) 廊下、裏裏戸、別入れ等に便宜用具を保管しているような場合があつても、これらは保管用として特に設けられたものではないから、これに含めないと下さい。

(3) 材木屋、陶器店舗、燃料商等で、特に商品を保管する目的で貯外などに設けてある置場もこれに含めて記入して下さい。

(4) 製造用原料、その他商品以外の物品を併せて保管しているときは、その部分を除いて記入して下さい。

### 12. 従 業 者 数

従業者数とは、個人事業主、家族経営者、会社および団体の有給雇員、常勤労働者、賃雇時より日雇の労働者の区分になつて、昭和19年7月1日現在の人員を記入して下さい。ただし、賃雇日にもつとも多い勤務日による勤務を記入してもかまいません。また、長期欠勤者で1ヶ月以上かかる者も受けなかつた者および未復勤者は在籍していとも含めないと下さい。

### 13. (1) 事業主とは、個人（法人格のない組合を含む。）経営の商

店の主人であつて、その店の実際の業務に従事しているものであります。したがつて、名義だけの事業者であつて實際にはこの店の業務に従事していないものは、含めないと下さい。

(2) 家庭従業者は、事業主の（生計を共にしている同居の親族を含む。）であつて、主としてこの店の業務に従事しているものであります。したがつて、主として家庭に従事している者は、含めないと下さい。

(3) 会社および団体の有給雇員とは、会社にあつては社長、取締役、監査役等の役職をいい、団体にあつては、理事、監事等の役員をいいます。なお、主としてこの店の業務に従事している者を含めると、同一企業に就職する他の店の業務に主として従事している並び、役員等は、含めないと下さい。

(4) 常用労働者は、30日以上の期間を定めて雇われている者をいいます。なお、この店に雇われて、店舗仕事と、家庭の両方に従事している女中、下男等は、常勤労働者として記入して下さい。

ただし、専ら家庭に従事している女中、下男等は記入しないで下さい。（監修、日雇の労働者の場合は同じ。）

(5) 駆使または日雇の労働者は30日未満の期間を定めて雇われている者をいいます。したがつて、臨時に雇用された労働者であつても、30日以上記入して下さい。

(6) 常用労働者とみなして下さい。

(7) たゞ、専ら家庭に従事している女中、下男等は記入しないで下さい。（監修、日雇の労働者の場合は同じ。）

(8) 駆使または日雇の労働者は30日未満の期間を定めて雇われている者をいいます。したがつて、臨時に雇用された労働者であつても、30日以上記入して下さい。

(9) 会社および団体の有給雇員とは、その会社にあつては社長、取締役、監査役等の役職をいい、団体にあつては、理事、監事等の役員をいいます。なお、主としてこの店の業務に従事している者を含めると、同一企業に就職する他の店の業務に主として従事している並び、役員等は、含めないと下さい。

(10) 会社および団体の有給雇員とは、その会社にあつては社長、取締役、監査役等の役職をいい、団体にあつては、理事、監事等の役員をいいます。なお、主としてこの店の業務に従事している者を含めると、同一企業に就職する他の店の業務に主として従事している並び、役員等は、含めないと下さい。

(11) 会社および団体の有給雇員とは、その会社にあつては社長、取締役、監査役等の役職をいい、団体にあつては、理事、監事等の役員をいいます。なお、主としてこの店の業務に従事している者を含めると、同一企業に就職する他の店の業務に主として従事している並び、役員等は、含めないと下さい。

(12) 会社および団体の有給雇員とは、その会社にあつては社長、取締役、監査役等の役職をいい、団体にあつては、理事、監事等の役員をいいます。なお、主としてこの店の業務に従事している者を含めると、同一企業に就職する他の店の業務に主として従事している並び、役員等は、含めないと下さい。

(13) 会社および団体の有給雇員とは、その会社にあつては社長、取締役、監査役等の役職をいい、団体にあつては、理事、監事等の役員をいいます。なお、主としてこの店の業務に従事している者を含めると、同一企業に就職する他の店の業務に主として従事している並び、役員等は、含めないと下さい。

(14) 会社および団体の有給雇員とは、その会社にあつては社長、取締役、監査役等の役職をいい、団体にあつては、理事、監事等の役員をいいます。なお、主としてこの店の業務に従事している者を含めると、同一企業に就職する他の店の業務に主として従事している並び、役員等は、含めないと下さい。

(15) 会社および団体の有給雇員とは、その会社にあつては社長、取締役、監査役等の役職をいい、団体にあつては、理事、監事等の役員をいいます。なお、主としてこの店の業務に従事している者を含めると、同一企業に就職する他の店の業務に主として従事している並び、役員等は、含めないと下さい。

(16) 会社および団体の有給雇員とは、その会社にあつては社長、取締役、監査役等の役職をいい、団体にあつては、理事、監事等の役員をいいます。なお、主としてこの店の業務に従事している者を含めると、同一企業に就職する他の店の業務に主として従事している並び、役員等は、含めないと下さい。

(17) 会社および団体の有給雇員とは、その会社にあつては社長、取締役、監査役等の役職をいい、団体にあつては、理事、監事等の役員をいいます。なお、主としてこの店の業務に従事している者を含めると、同一企業に就職する他の店の業務に主として従事している並び、役員等は、含めないと下さい。

(18) 会社および団体の有給雇員とは、その会社にあつては社長、取締役、監査役等の役職をいい、団体にあつては、理事、監事等の役員をいいます。なお、主としてこの店の業務に従事している者を含めると、同一企業に就職する他の店の業務に主として従事している並び、役員等は、含めないと下さい。

(19) 会社および団体の有給雇員とは、その会社にあつては社長、取締役、監査役等の役職をいい、団体にあつては、理事、監事等の役員をいいます。なお、主としてこの店の業務に従事している者を含めると、同一企業に就職する他の店の業務に主として従事している並び、役員等は、含めないと下さい。

(20) 会社および団体の有給雇員とは、その会社にあつては社長、取締役、監査役等の役職をいい、団体にあつては、理事、監事等の役員をいいます。なお、主としてこの店の業務に従事している者を含めると、同一企業に就職する他の店の業務に主として従事している並び、役員等は、含めないと下さい。

(21) 会社および団体の有給雇員とは、その会社にあつては社長、取締役、監査役等の役職をいい、団体にあつては、理事、監事等の役員をいいます。なお、主としてこの店の業務に従事している者を含めると、同一企業に就職する他の店の業務に主として従事している並び、役員等は、含めないと下さい。

(22) 会社および団体の有給雇員とは、その会社にあつては社長、取締役、監査役等の役職をいい、団体にあつては、理事、監事等の役員をいいます。なお、主としてこの店の業務に従事している者を含めると、同一企業に就職する他の店の業務に主として従事している並び、役員等は、含めないと下さい。

(23) 会社および団体の有給雇員とは、その会社にあつては社長、取締役、監査役等の役職をいい、団体にあつては、理事、監事等の役員をいいます。なお、主としてこの店の業務に従事している者を含めると、同一企業に就職する他の店の業務に主として従事している並び、役員等は、含めないと下さい。

(24) 会社および団体の有給雇員とは、その会社にあつては社長、取締役、監査役等の役職をいい、団体にあつては、理事、監事等の役員をいいます。なお、主としてこの店の業務に従事している者を含めると、同一企業に就職する他の店の業務に主として従事している並び、役員等は、含めないと下さい。

(25) 会社および団体の有給雇員とは、その会社にあつては社長、取締役、監査役等の役職をいい、団体にあつては、理事、監事等の役員をいいます。なお、主としてこの店の業務に従事している者を含めると、同一企業に就職する他の店の業務に主として従事している並び、役員等は、含めないと下さい。

(26) 会社および団体の有給雇員とは、その会社にあつては社長、取締役、監査役等の役職をいい、団体にあつては、理事、監事等の役員をいいます。なお、主としてこの店の業務に従事している者を含めると、同一企業に就職する他の店の業務に主として従事している並び、役員等は、含めないと下さい。

(27) 会社および団体の有給雇員とは、その会社にあつては社長、取締役、監査役等の役職をいい、団体にあつては、理事、監事等の役員をいいます。なお、主としてこの店の業務に従事している者を含めると、同一企業に就職する他の店の業務に主として従事している並び、役員等は、含めないと下さい。

(28) 会社および団体の有給雇員とは、その会社にあつては社長、取締役、監査役等の役職をいい、団体にあつては、理事、監事等の役員をいいます。なお、主としてこの店の業務に従事している者を含めると、同一企業に就職する他の店の業務に主として従事している並び、役員等は、含めないと下さい。

(29) 会社および団体の有給雇員とは、その会社にあつては社長、取締役、監査役等の役職をいい、団体にあつては、理事、監事等の役員をいいます。なお、主としてこの店の業務に従事している者を含めると、同一企業に就職する他の店の業務に主として従事している並び、役員等は、含めないと下さい。

(30) 商品を自家消費した場合は、その金額を販売額に含めて下さい。

(31) 他に商品の販売を委託している場合には、委託先よりの販売代金を受けた場合は、その金額を販売額の中に算入して下さい。

(32) 他から販売の取扱を受けている小売業者との取扱を記入して下さい。

(33) 会社および団体の有給雇員とは、その会社にあつては社長、取締役、監査役等の役職をいい、団体にあつては、理事、監事等の役員をいいます。なお、主としてこの店の業務に従事している者を含めると、同一企業に就職する他の店の業務に主として従事している並び、役員等は、含めないと下さい。

(34) 商品販売額の販売先別割合

(1) 販売額の割合をそれを2つ以上の業者に対して販売する場合は、その販売額の割合を販売額の中に算入して下さい。

(2) 販売額の割合をそれを3つ以上の業者に対して販売する場合は、その販売額の割合を販売額の中に算入して下さい。

(3) 販売額の割合をそれを4つ以上の業者に対して販売する場合は、その販売額の割合を販売額の中に算入して下さい。

(4) 販売額の割合をそれを5つ以上の業者に対して販売する場合は、その販売額の割合を販売額の中に算入して下さい。

(5) 販売額の割合をそれを6つ以上の業者に対して販売する場合は、その販売額の割合を販売額の中に算入して下さい。

(6) 販売額の割合をそれを7つ以上の業者に対して販売する場合は、その販売額の割合を販売額の中に算入して下さい。

(7) 販売額の割合をそれを8つ以上の業者に対して販売する場合は、その販売額の割合を販売額の中に算入して下さい。

(8) 販売額の割合をそれを9つ以上の業者に対して販売する場合は、その販売額の割合を販売額の中に算入して下さい。

(9) 販売額の割合をそれを10つ以上の業者に対して販売する場合は、その販売額の割合を販売額の中に算入して下さい。

(10) 販売額の割合をそれを11つ以上の業者に対して販売する場合は、その販売額の割合を販売額の中に算入して下さい。

(11) 販売額の割合をそれを12つ以上の業者に対して販売する場合は、その販売額の割合を販売額の中に算入して下さい。

(12) 販売額の割合をそれを13つ以上の業者に対して販売する場合は、その販売額の割合を販売額の中に算入して下さい。

(13) 販売額の割合をそれを14つ以上の業者に対して販売する場合は、その販売額の割合を販売額の中に算入して下さい。

(14) 販売額の割合をそれを15つ以上の業者に対して販売する場合は、その販売額の割合を販売額の中に算入して下さい。

(15) 販売額の割合をそれを16つ以上の業者に対して販売する場合は、その販売額の割合を販売額の中に算入して下さい。

(16) 販売額の割合をそれを17つ以上の業者に対して販売する場合は、その販売額の割合を販売額の中に算入して下さい。

(17) 販売額の割合をそれを18つ以上の業者に対して販売する場合は、その販売額の割合を販売額の中に算入して下さい。

(18) 販売額の割合をそれを19つ以上の業者に対して販売する場合は、その販売額の割合を販売額の中に算入して下さい。

(19) 販売額の割合をそれを20つ以上の業者に対して販売する場合は、その販売額の割合を販売額の中に算入して下さい。

(20) 販売額の割合をそれを21つ以上の業者に対して販売する場合は、その販売額の割合を販売額の中に算入して下さい。

(21) 販売額の割合をそれを22つ以上の業者に対して販売する場合は、その販売額の割合を販売額の中に算入して下さい。

(22) 販売額の割合をそれを23つ以上の業者に対して販売する場合は、その販売額の割合を販売額の中に算入して下さい。

(23) 販売額の割合をそれを24つ以上の業者に対して販売する場合は、その販売額の割合を販売額の中に算入して下さい。

(24) 販売額の割合をそれを25つ以上の業者に対して販売する場合は、その販売額の割合を販売額の中に算入して下さい。

(25) 販売額の割合をそれを26つ以上の業者に対して販売する